

長崎短期大学学則

(昭和47年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際の専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目的とする。

(位置)

第1条の2 本学は、長崎県佐世保市椎木町600番に置く。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施、結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。→点検評価規程

第2章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第2条 本学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 前項のほか、副学長を置くことができる。

4 職員の服務規則は、別に定める。→九文就業規則

第3章 運営組織

(運営会議)

第3条 本学に、大学運営全般に関し重要な事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関する規則は、別に定める。→運営会議規則

(教授会)

第4条 本学に、学校教育法に基づき教授会を置く。

2 教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。→教授会規程

第4章 図書館

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。→図書館規程ほか

第5章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第6条 本学において設置する学科・専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
地域共生学科	135名	270名
保育学科	100名	200名

(地域共生学科のコース)

第6条の2 地域共生学科に食物栄養コース、製菓コース、介護福祉コース並びに国際コミュニケーションコースを設ける。

- 2 食物栄養コースの収容定員は一学年35人とする。
- 3 製菓コース及び介護福祉コースの収容定員は一学年20人とする。
- 4 国際コミュニケーションコースの収容定員は一学年60人とする。
- 5 食物栄養コース、製菓コース及び介護福祉コースに関する規定は、別に定める。→コース規程
(学科の教育目的)

第6条の3 第6条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 地域共生学科は、それぞれのコースの専門的知識や技能の習得を通して、豊かな人間力やコミュニケーション能力、主体的に学ぶ力を養い、地域に根ざし、地域に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- (2) 保育学科は、保育学を中心に現代の保育に必要な理論及び技術の習得を通して、知性と温かな人間性を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第7条 学科の修業年限は、2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第6章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期及び授業期間)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。
- 3 第1項に定める各学期に二つの期間を置くことができる(4学期制)。
- 4 授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第7章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 特別の必要があり教育上支障がないときは、学年の中途においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学者となる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第13条 本学に入学者となる者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。→募集要項

(入学者の選考)

第14条 前条の入学者志願者については、別に定めるところにより選考を行う。→募集要項

(入学の手續及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人との連署の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第16条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学者を許可することがある。

2 前項の規定により入学者を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(転学科)

第16条の2 学生から転学科の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 転学科に関し必要な事項は、別に定める。→転学科に関する規程

(退学)

第17条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後2年以内に限り、選考の上これを許可することがある。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

第19条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第7条第2項に定める在学年限を超えたとき。

(2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できないとき。

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。

(4) 正当な理由がなく、欠席が長期にわたるとき。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び教育課程)

第22条 授業科目を、基礎教育科目、専門教育科目、専門関連科目及び教職に関する科目とし、これを各年次に配当して教育課程を編成する。

2 各授業科目を、必修科目及び選択科目に分ける。

3 開設する授業科目及び単位数等は別表第1、第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外における学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(単位の授与)

第24条 授業科目履修者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は、別に定める。→試験規程

(成績の評価)

第25条 学修成績の評価は、長崎短期大学試験規程による。

(既修得単位の取扱い)

第26条 他の短期大学又は大学（外国の大学・短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項により他の短期大学等において修得した単位については、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(外国の短期大学等における授業科目の履修等)

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、その外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。

2 前項により、学生が留学をして得た学修の成果については、第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 本学において、教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により、与えることができる単位数は、第26条第1項、第27条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

第30条 削除

第9章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1、第2に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第32条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第33条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科	資格及び免許状の種類
地域共生学科	①栄養士免許
	②製菓衛生師受験資格
	③介護福祉士受験資格
保育学科	①保育士資格
	②幼稚園教諭二種免許状

2 地域共生学科において栄養士免許・製菓衛生師受験資格・介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、栄養士法及び同法施行規則、製菓衛生師法及び同法施行規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

3 保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、児童福祉法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

4 第1項に掲げる教職員免許状を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

第10章 検定料、入学金、授業料

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

納付金の種別	金額	備考
検定料	30,000円	入学出願時
入学金	200,000円	入学時
授業料	700,000円	年額
教育充実費	260,000円	年額

(授業料等の納付)

第35条 授業料、教育充実費は、年額の2分の1ずつを、2期に分けて納付しなければならない。納期は、学期の始めとする。

2 特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学、除籍、停学の場合の授業料等)

第36条 学期の途中で退学又は除籍された者については、その学期分の授業料等を徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第37条 休学を許可された者については、その学期の授業料等を徴収する。ただし、以降の学期の授業料等は徴収しない。

(復学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中において復学した者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

(納付した授業料等)

第40条 納付した検定料、入学金及び授業料等は還付しない。

第11章 特別入学生（社会人入学生、外国人留学生、科目等履修生及び聴講生）

(社会人入学生)

第41条 社会人で高等学校卒業又は同等以上の学力を有し、本学に入学を志願する者がある時は、選考の上、学長が社会人入学生として入学を許可することがある。

2 社会人入学生に関し必要な事項は、別に定める。→募集要項

(外国人留学生)

第42条 外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。→募集要項

(科目等履修生及び聴講生)

第43条 本学の特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない範囲において、選考の上、科目等履修生又は聴講生として、学長が入学を許可することができる。

2 本学において、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該学生に科目等履修生として、学長が本学の授業科目を履修させることがある。

3 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。→科目等履修生規程、聴講生規程

第12章 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種別は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 素行に問題があり、指導による改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 学業が著しく不振であり、卒業の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなく、常に出席が基準に満たず、指導による改善の見込みがないと認められるとき。

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為があったとき。

第13章 削除

第46条 削除

第14章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 専攻科

(設置目的)

第48条 専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基盤の上に立ち、さらに、専攻分野についての深い学識と研究能力を培うことを目的とする。

(設置する専攻科)

第49条 本学に専攻科を設け、次の専攻科を置く。

専攻科名
保育専攻

(収容定員)

第50条 専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科名	入学定員	収容定員
保育専攻	10名	20名

(修業年限及び在学年限)

第51条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

専攻科名	修業年限	在学年限
保育専攻	2年	4年

(学年・学期・休業日)

第52条 専攻科の学年、学期及び休業日については、第8条から第10条までの規定を準用する。

(入学時期)

第53条 専攻科の入学時期は、第11条の規定を準用する。

(入学資格)

第54条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、第2項に掲げる条件を満たした者とする。

(1) 短期大学を卒業した者

(2) 専修学校専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(3) 短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 保育専攻については、教育職員免許法第5条の規定による幼稚園教諭二種免許状を取得した者とする。

(入学選考)

第55条 専攻科の入学者の選考は、第13条及び第14条の規定を準用する。

(入学手続)

第56条 専攻科の入学手続きは、第15条の規定を準用する。

(授業科目及び履修方法等)

第57条 専攻科の教育課程及び履修方法は、第8章の規定を準用し、開設する授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

(長期履修)

第57条の2 保育専攻の学生が職業を有している等の事情により、第51条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。(以下「長期履修」という。)

2 長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

(単位の授与)

第58条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は第24条第2項の規定を準用する。

(修了要件)

第59条 専攻科の修了の要件は、第51条に定める修業年限以上在学し、次のとおりの単位を修得しなければならない。

専攻科名	単位数
保育専攻	62単位以上

2 第1項の規定による単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学検定料・入学金・授業料等)

第60条 専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。授業料等の納期は、第35条の規定を準用する。

納付金の種別	金額	備考
検定料	30,000円	入学出願時
入学金	100,000円	入学時
授業料	500,000円	年額
教育充実費	230,000円	年額

(補則)

第61条 この章に定めるもののほか、専攻科の学生に関し必要な事項は、学則及び長崎短期大学学生生活要綱を準用する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日)

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず平成4年から平成12年度までの間、次のとおり臨時定員増をする。

年度	平成4年度		平成5年度～平成11年度		平成12年度	
学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
食物科		130名	210名	130名	260名	80名
英語科		150名	230名	150名	300名	80名

附 則（平成5年4月1日）

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、幼児教育学科に在学する者については、改正前の規定を適用する。

（学科の名称変更に伴う改正）

附 則（平成12年4月1日）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 保育学科及び英語科の学生の定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成12年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	80名	130名
英語科	50名	130名

（保育学科及び英語科の収容定員の変更に伴う改正）附 則（平成12年4月1日）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第2条、附則17及び附則26に規定する学生定員は、平成12年度から平成17年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

（臨時的定員の延長及び変更に伴う改正）

年度		平成12年度		平成13～16年度		平成17年度	
学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科		120名	250名	120名	240名	80名	200名
英語科		100名	250名	100名	200名	50名	150名

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

（専攻科英語専攻の廃止に伴う改正）

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

（第1条の2 自己評価等の条文化、第8条中等教育学校卒業者の入学資格追加、第22条～25条 単位互換及び短期大学又は大学以外の教育施設等における単位認定の拡大、第29条第2項資格取得に関する条文化、第30条、31条、62条授業料等の改定、第56条、専門学校専門課程卒業生への入学資格追加、及び別表第1、第2、第3、第4、第5、第7、の教育課程等の一部変更に伴う改正）

附 則（平成13年4月1日）

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

（第1条 男女共学制移行に伴う改正、第30条、31条、62条授業料等の改定、及び別表第1～第2教育課程の一部変更に伴う改正）

附 則（平成14年4月1日）

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規程は平成14年度入学者から適用する。

- 2 食物科の学生定員は、第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成14年度以降は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成14年度		平成15年度以降	
学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員
食物科		40名	160名	40名

(食物科の改編に伴い、食物科の学生定員第2条及び教育課程第18条5項別表第1項の一部変更に伴う改正) 附 則 (平成15年4月1日)

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 食物科及び英語科の学生定員は第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成15年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	70名	110名
英語科	70名	170名

(食物科の入学定員の増及び英語科の臨時的定員の恒常的定員化に伴う改正) 附 則 (平成16年4月1日)

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

(食物科及び英語科の開設授業科目の変更)

附 則 (平成17年4月1日)

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
- (保育学科の入学定員の増に伴う改正及び専攻科食物栄養専攻並びに食物科教職課程の廃止に伴う改正)
- 2 保育学科の学生定員は第2条の規定にかかわらず、平成17年度においては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	100名	180名

附 則 (平成18年2月15日)

本学則は、平成18年2月15日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

(専攻科(保育専攻)の設置に伴う改正)

附 則 (平成20年4月1日)

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

(英語科の教育課程変更に伴う改正)

附 則 (平成21年4月1日)

- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 食物科及び英語科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成21年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	60名	130名
英語科	80名	150名

附 則（平成２２年４月１日）

本学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年４月１日）

本学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年４月１日）

- １ 本学則は、平成２４年４月１日から施行する。

（第１条、第６条の３、第３３条の改正、別表１、第２の１、第３の教育課程の一部変更、及び別表５－２の削除に伴う改正）

- ２ 第２２条第５項別表第１に規定する食物科の教育課程は、平成２２年度入学者から適用する。

附 則（平成２５年４月１日）

本学則は、平成２５年４月１日から施行する。

（英語科から国際コミュニケーション学科への学科名称変更に伴う改正）

（食物科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成２６年４月１日）

- １ 本学則は、平成２６年４月１日から施行する。

（保育学科保育専攻の教育課程変更に伴う改正）

（保育学科介護福祉専攻の教育課程変更に伴う改正）

- ２ 保育学科保育専攻及び国際コミュニケーション学科の学生定員は第６条の規定にかかわらず、平成２６年度にあつては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科保育専攻	１００名	１８０名
国際コミュニケーション学科	６０名	１４０名

附 則（平成２７年４月１日）

本学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月１日）

- １ 本学則は、平成２８年４月１日から施行する。

（運営組織の改定）

（授業料の改定）

（調理コースから栄養士コースへの変更）

（製菓コースの教育課程変更）

（国際コミュニケーション学科の学期および教育課程の変更に伴う改正）

（長崎短期大学副学長の設置）

- ２ 学則第３４条の規定は平成２８年度入学者から適用し、平成２７年度以前の入学者については、なお従前の規定による。

附 則（平成２９年４月１日）

本学則は、平成２９年４月１日から施行する。

（全学科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成３０年４月１日）

本学則は、平成３０年４月１日から施行する。

（食物科栄養士コース、保育学科保育専攻並びに国際コミュニケーション学科の教育課程の変更に伴う改正）

附 則（平成３１年４月１日）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

(保育学科保育専攻、保育学科介護福祉専攻並びに専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正)

附 則 (令和2年4月1日)

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

(地域共生学科の設置に伴う改正)

- 2 学則第6条、第9条、第22条、第33条、第34条、第57条の規定は令和2年度の入学者から適用し、令和元年度以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則 (令和3年4月1日)

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

(保育学科及び専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正)

附 則 (令和4年4月1日)

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

(全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正)

(成績の評価の改正)

附 則 (令和5年4月1日)

- 1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 学則第34条、第60条の規定は令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の規定による。

(授業料等の改正) (短期大学設置基準の改正に伴う改正)

(全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正)

附 則 (令和6年4月1日)

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

(第6条の2 介護福祉コースに関する規程の制定に伴う改正)

(地域共生学科介護福祉コース、国際コミュニケーションコース及び保育学科の教育課程の変更に伴う改正)

(第13章厚生施設の削除)

附 則 (令和7年4月1日)

本学則は、令和7年4月1日から施行する。

(第5条 図書館の名称から附属を削除)

(第9条 全学科で4学期制を採用)

(第26条から28条 文言の修正)

(地域共生学科介護福祉コースの教育課程の変更に伴う改正)

長崎短期大学学則の新旧対照表

※下線部が改正箇所

新	旧
第4章 図書館 第5条 本学に、図書館を置く 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。 第6章 学年・学期及び休業日 (学期及び授業期間) 第9条 学年を次の2期に分ける。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで <u>2 学長は、前項の規定にかかわらず、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。</u> <u>3 第1項に定める各学期に二つの期間を置くことができる(4学期制)。</u> <u>4 (略)</u> 第8章 教育課程及び履修方法等 (既修得単位の取扱い) 第26条 他の短期大学又は大学(外国の大学・短期大学を含む。)を卒業又は中途退学し、新たに本学第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものと<u>みなす</u>ことができる。 2 前項により修得したものとみなし、<u>与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。</u> (削る) (他の短期大学等における授業科目の履修等) 第27条 (略) 2 前項により他の短期大学等において修得した単位については、<u>前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。</u> (削る) (外国の短期大学等における授業科目の履修等)	第6章 学年・学期及び休業日 第5条 本学に、<u>附属</u>図書館を置く 2 <u>附属</u>図書館に関し必要な事項は、別に定める。 第6章 学年・学期及び休業日 (学期及び授業期間) 第9条 学年を次の2期に分ける。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで <u>なお、国際コミュニケーションコースにおいては、4学期制とする。</u> (新設) (新設) <u>2 (略)</u> 第8章 教育課程及び履修方法等 (既修得単位の取扱い) 第26条 他の短期大学又は大学(外国の大学・短期大学を含む。)を卒業又は中途退学し、新たに本学第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものと<u>して認定</u>することができる。 2 前項の<u>単位認定は、30単位を超えない範囲で行う。</u> <u>3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。</u> (他の短期大学等における授業科目の履修等) 第27条 (略) 2 前項の<u>規定</u>により他の短期大学等において修得した単位については、<u>30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。</u> <u>3 前2項の実施に関し必要な事項については、別に定める。</u> (外国の短期大学等における授業科目の履修等)

第28条 (略) 2 前項により、学生が留学をして得た学修の成果については、<u>第26条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。</u> (削る) (大学以外の教育施設等における学修) 第29条 <u>本学において、教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。</u> <u>2 前項により、与えることができる単位数は、第27条第1項、第28条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。</u> <u>第30条 削除</u> <u>附 則</u> <u>この学則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	第28条 (略) 2 前項の<u>規定</u>により、学生が留学をして得た学修の成果については、<u>30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。</u> <u>3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。</u> (他の短期大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度) 第29条 <u>第27条及び第28条の規定により、他の短期大学等又は外国の短期大学等において修得した単位について、本学において認定できる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。</u> (新設) (外国人留学生に関する履修方法の特例) 第30条 <u>外国人留学生が、第22条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって基礎教育科目及び専門教育科目の単位に代えることができる。</u> <u>2 他学科の了承が得られれば、他学科履修可能科目を履修することができる。ただし、12単位を限度とする。</u> <u>3 前項の規定は、帰国子女が第22条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。</u> <u>4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、別に定める。</u>
--	--

学則別表の新旧対照表

【地域共生学科基礎教育科目】

改 正 案						現 行							
別表第 1 （第 22 条第 3 項関係）						別表第 1 （第 22 条第 3 項関係）							
科目 区分	授業科目の名称	授業の 方法	単位数		配当 年次	備考	科目 区分	授業科目の名称	授業の 方法	単位数		配当 年次	備考
			必修	選択						必修	選択		
基 礎 教 育 科 目	大学教育入門	講義	1		1		大学教育入門	講義	1		1		
	データサイエンス基礎	講義	1		1		データサイエンス基礎	講義	1		1		
	茶道文化Ⅰ	演習	1		1		茶道文化Ⅰ	演習	1		1		
	茶道文化Ⅱ	演習	1		1		茶道文化Ⅱ	演習	1		1		
	茶道文化Ⅲ	演習	1		2		茶道文化Ⅲ	演習	1		2		
	茶道文化Ⅳ	演習	1		2		茶道文化Ⅳ	演習	1		2		
	日本国憲法	講義	2		1		日本国憲法	講義	2		1		
	地域と人々	実習	1		1		地域と人々	実習	1		1		
	地域と職業	講義	1		1		地域と職業	講義	1		1		
	基礎化学	講義		2	1		基礎化学	講義		2	1		
	基礎化学実習	実習		1	1		基礎化学実習	実習		1	1		
	心理学	講義		2	1		心理学	講義		2	1		
	ビジネスマナー	演習		1	1		ビジネスマナー	演習		1	1		
	福祉文化	演習		1	<u>1</u>		福祉文化	演習		1	<u>2</u>		
	コンピュータ演習Ⅰ	演習		1	1		コンピュータ演習Ⅰ	演習		1	1		
	コンピュータ演習Ⅱ	演習		1	1		コンピュータ演習Ⅱ	演習		1	1		
	Office 総合演習	演習		1	2		Office 総合演習	演習		1	2		
	英語コミュニケーションⅠ	演習		1	1		英語コミュニケーションⅠ	演習		1	1		
	英語コミュニケーションⅡ	演習		1	1		英語コミュニケーションⅡ	演習		1	1		
	フランス語Ⅰ	演習		1	1		フランス語Ⅰ	演習		1	1		
	フランス語Ⅱ	演習		1	1		フランス語Ⅱ	演習		1	1		
	日本語Ⅰ	演習		1	1		日本語Ⅰ	演習		1	1		
	日本語Ⅱ	演習		1	1		日本語Ⅱ	演習		1	1		
	実践文書作成	演習		1	1		実践文書作成	演習		1	1		
	スポーツ実習	実習		1	1		スポーツ実習	実習		1	1		
	スポーツ科学	講義		2	2		スポーツ科学	講義		2	2		
合 計			8	20		合 計			8	20			

下線部が変更箇所

【地域共生学科介護福祉コース】

改 正 案							現 行						
別表第 1 (第 22 条第 3 項関係)							別表第 1 (第 22 条第 3 項関係)						
科目 区分	授業科目の名称	授業の 方法	単位数		配当 年次	備考	科目 区分	授業科目の名称	授業の 方法	単位数		配当 年次	備考
			必修	選択						必修	選択		
専 門 教 育 科 目	人間の尊厳と自立	講義		2	1		専 門 教 育 科 目	人間の尊厳と自立	講義		2	1	
	人間関係とコミュニケーションⅠ	講義		2	1			人間関係とコミュニケーションⅠ	講義		2	1	
	人間関係とコミュニケーションⅡ	講義		2	2			人間関係とコミュニケーションⅡ	講義		2	2	
	社会の理解Ⅰ	講義		1	1			社会の理解Ⅰ	講義		1	1	
	社会の理解Ⅱ	講義		2	1			社会の理解Ⅱ	講義		2	1	
	社会の理解Ⅲ	講義		1	2			社会の理解Ⅲ	講義		1	2	
	介護の基本A	講義		4	1			介護の基本A	講義		4	1	
	介護の基本B	講義		4	1			介護の基本B	講義		4	1	
	介護の基本C	講義		4	1			介護の基本C	講義		4	1	
	コミュニケーションA	演習		1	1			コミュニケーションA	演習		1	1	
	コミュニケーションB	演習		1	1			コミュニケーションB	演習		1	1	
	生活支援技術A	演習		4	1			生活支援技術A	演習		4	1	
	生活支援技術B	演習		2	1			生活支援技術B	演習		2	1	
	生活支援技術C	演習		2	2			生活支援技術C	演習		2	2	
	生活支援技術D	演習		2	2			生活支援技術D	演習		2	2	
	介護過程Ⅰ	演習		1	1			介護過程Ⅰ	演習		1	1	
	介護過程Ⅱ	演習		1	1			介護過程Ⅱ	演習		1	1	
	介護過程Ⅲ	演習		2	1~2			介護過程Ⅲ	演習		2	1~2	
	介護過程Ⅳ	演習		1	2			介護過程Ⅳ	演習		1	2	
	介護総合演習Ⅰ	演習		2	1			介護総合演習Ⅰ	演習		2	1	
	介護総合演習Ⅱ	演習		2	2			介護総合演習Ⅱ	演習		2	2	
	介護実習Ⅰ	実習		<u>4</u>	1			介護実習Ⅰ	実習		<u>5</u>	1	
	介護実習Ⅱ	実習		5	1~2			介護実習Ⅱ	実習		5	1~2	
	こころとからだA	講義		2	1			こころとからだA	講義		2	1	
	こころとからだB	講義		2	1			こころとからだB	講義		2	1	
	こころとからだC	講義		2	1			こころとからだC	講義		2	1	
	こころとからだD	講義		2	2			こころとからだD	講義		2	2	
	発達と老化の理解Ⅰ	講義		2	1			発達と老化の理解Ⅰ	講義		2	1	
	発達と老化の理解Ⅱ	講義		2	1			発達と老化の理解Ⅱ	講義		2	1	
	認知症の理解A	講義		2	1			認知症の理解A	講義		2	1	
	認知症の理解B	講義		2	1			認知症の理解B	講義		2	1	
	障害の理解Ⅰ	講義		2	1			障害の理解Ⅰ	講義		2	1	
	障害の理解Ⅱ	講義		2	1			障害の理解Ⅱ	講義		2	1	
	医療的ケアA	講義		2	2			医療的ケアA	講義		2	2	
	医療的ケアB	講義		2	2			医療的ケアB	講義		2	2	
	医療的ケアC	実習		2	2			医療的ケアC	実習		2	2	
コース計			0	<u>78</u>			コース計			0	<u>79</u>		

下線部が変更箇所